八丈町教育委員会の教育目標

八丈町教育委員会は、本島の持つ特性を活かし、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、互いの人格を尊重し、思いやりのある人、社会の一員として、社会に貢献しようとする人、自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人の育成に向けた教育活動を行う。

また、学校教育及び社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して、すべての町民が教育に参加することを目指していく。

八丈町教育委員会の基本方針及び基本方針に基づく平成３１度の主要施策

八丈町教育委員会は、「教育目標」を達成するために、以下の「基本方針」及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針１　「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心と規範意識をもち、自立した個人を育てる教育を推進する。

（１）　女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。また、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進する。

（２）　健全で豊かな心を育成することをねらいとして、子どもたちの様々な奉仕活動や体験活動の充実と、自然環境保護に対する意識を高めるための教育を推進する。

（３）　八丈町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの早期発見・早期対応に継続的・組織的に対応し、いじめの問題解決や未然防止に取り組む。また、児童・生徒の多様な問題に対応するため、教育相談員とスクールカウンセラーの連携を強化するなど相談機能の充実を図り、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進める。

（４）　児童・生徒の規範意識や自立心の向上を目指すとともに、社会に貢献できる資質・能力の育成を図る。

（５）　保護者や関係諸機関等と連携することによって、虐待を早期発見・早期対応するために、虐待防止対策の推進を図る。

【基本方針２　「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

子どもたちが社会の変化に対応できるよう、一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。そのため、基礎的な学力の定着を図り子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、地域の特性を活かした特色のある教育を推進する。

（１）子どもたちが自ら学ぶ意欲を持ち、社会の変化に主体的に対応できるようにするため、学ぶことの意味や楽しさを実感させるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図り柔軟な思考力や、判断力、豊かな表現力を育成する。

① 教育課程の適切な編成と基礎的・基本的な学習指導を充実し、主体的な学習態度を育成する。

② 「学力向上を図るための調査」や「全国学力・学習状況調査」の結果を生かした各教科の指導方法の工夫や改善を進める。

③ 児童・生徒の個々の状況を把握し、習熟の程度に応じた指導や補充的な学習等により個に応じた指導を充実する。

④ 豊かな人間性や社会性を育むため、学校外の人材も活用し教育活動の充実を図る。

⑤ 家庭における基本的な生活習慣の形成、家庭学習の習慣化を図る。

⑥ 教育課題の解決を図るために、積極的に教育研究を行い、その研究成果を発表する研究校を指定し、学校教育を推進する。

（２）特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育的ニーズに応じた指導を受けられるよう特別支援教育を推進する。

（３）へき地の特性や小規模校としての長所を積極的に生かし、家庭や地域社会との連携による特色のある教育活動を推進する。

（４）全ての子どもたちが確かな学力を身に付け、たくましく生きていくために、義務教育の９年間を通した継続的な小・中一貫教育を推進し、発達段階に応じた学習指導や生活指導の充実を図る。

（５）適切な情報を活用する能力を育成し、学習に対する興味・関心を高め、理解を深めるためにＩＣＴ（情報コミュニケーション技術）の活用を図る。

（６）学校、家庭及び地域が連携して、児童・生徒が望ましい食習慣を確立できるよう、食育の推進に取り組む。また、学校給食の充実を図り、地場産物や安全で安心できる食材を利用して特色ある給食づくりに努める。

① 学校給食担当教諭と連携して試食会等を開催し、保護者や地域の方々に給食に対する理解を深めるように努める。

② 栄養バランスのとれた献立内容の充実に努める。

（７）八丈島の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育む教育を推進する。

（８）　地域と連携しながら、「島言葉を知り、伝える」取り組みを行い、郷土を愛する教育を推進し、小・中学校における八丈方言に関する学習活動を推進する。

（９）　小・中学校におけるキャリア教育を推進する。

【基本方針３　「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図るとともに、活力ある社会を築いていくよう、町民の自発的、主体的なコミュニティ活動を支援していく。

（１）　青少年が団体生活や各種の体験活動を通して、心身を鍛え思いやりの心を育てる機会の充実を図る。そして社会のために進んで奉仕する青少年の育成を目指し、心の教育を推進する。

（２）　町民の学習活動やコミュニティ活動を支援するため、八丈町コミュニティセンター、公民館などの社会教育施設の管理・整備に努める。町立図書館については、図書資料及び視聴覚資料の充実を図り、町民が利用しやすい環境づくりを進める。

（３）　八丈島文化協会をはじめとする諸団体の芸術・文化活動の支援や、多くの住民等が使用できる多目的ホールおじゃれ（集会施設）の管理、運営に努め、サマーコンサート、芸術文化振興事業の実施など、町民が芸術・文化に親しみ、参加できる機会の充実を図る。また、諸団体の活動計画等を広く収集し、町民に情報提供を行っていく。

（４）　英会話教室、婦人学級など、町民が生涯を通じて学ぶことのできる機会の充実を図る。

（５）　子どもたちの「次代を担う力」を育むために、地域住民や学校、様々な機関と連携し、家庭教育・子育て支援の充実を図る。また、放課後子ども教室推進事業を推進し、放課後の子どもたちの健やかな居場所づくりの充実を図る。

（６）　八丈島に伝わる有形・無形の文化財の保護に努めるとともに、文化財の公開・活用を通して文化財に親しむ機会を提供する。また、文化財管理者として歴史民俗資料館の整備・活用を図る。

（７）　八丈方言の担い手である高齢者の力を生かし、島民が関心を持つ「島言葉を知り、伝える」取り組みを行う。

（８）　町民によるスポーツを振興し、スポーツに対する関心を高めるとともに、町民の健康増進と体力向上を図り、相互の交流を深める。また、体育協会・スポーツクラブと連携し各種スポーツの指導者育成に努める。

【基本方針４　「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

家庭・学校・地域の協働とすべての町民の教育参加を進め、透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていく。

（１）　外部評価の導入などを通じて、保護者や地域住民の参画を求め、開かれた学校づくりの一層の推進を図る。

（２）　学校教育の改善に対する各学校の取り組みを進めるため、校長のリーダーシップの下、学校の自主性・自律性の確立を図る。また、主幹教諭の配置を進めるとともに、その補佐的役割を担う主任教諭の配置にも取り組み、学校の組織的な課題対応力の向上を図る。

（３）　教員の資質向上及び意識改革を図り、授業改善に資するため、週ごとの指導計画の作成及び点検、校内外における研修の充実等の一層の推進を図る。

（４）　学校施設を開放して効率的な運営を図る。

（５）　自然環境に配慮し、児童・生徒が安心して学び、遊べるよう、各小・中学校の校庭の芝生の管理について、学校と地域が連携した体制づくりを構築できるよう支援する。

（６）　八丈高校への島外からの生徒の受け入れを推進する。また、島の特色を生かした学校教育や地域での生活の中で豊かな人間性を育み、将来の島を支える人材の育成を支援する。